

謹賀新年

組合員の皆様には日々心豊かに幸多き
一年となりますようご祈念申し上げます

令和四年 元旦

くみあいだより

JA新すながわ



JA新すながわ
ホームページQRコード

今月の主な内容

- 年頭にあたって
- 共計青果物精算報告会開催
- 青年部 保育園で米ドン打ちを実演
- 令和3年産米入庫実績報告
- 事業説明会を実施
- 金がないから頭を使う
- 電子帳簿保存方法が改正されました
- 年末年始 営業時間のご案内
- JA伝言板

Vol.156
令和4年
1月号

発行所：新砂川農協管理部 砂川市東1条南1丁目1番20号 ☎(代表)54-3181 印刷：アド・ワース
ホームページ <https://www.jashinsunagawa.or.jp>

資源保護のため再生紙と大豆インキを使用しております。

年頭にあたって

新年のご挨拶

新砂川農業協同組合 代表理事組合長

佐々木 孝 一



組合員の皆様、新年明けましておめでとうございます。旧年中は農協事業運営に對しまして特段のご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございました。本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国内では一昨年から始まった新型コロナウイルス感染症がようやく下向きになり、ワクチン接種の効果なのか感染者が少数で推移しているところであり、一方世界に目を向けると、隣の韓国や欧米諸国では変異型のコロナウイルスの感染者が増える傾向にあり、まだまだ予断を許さない状況は続いており、また、この二年で経済活動は大きな打撃を受け、コスト削減や効率化のもと、リモートワークや人員削減など企業の生き残りをかけた対応に迫られま

した。農業においては、近年温暖化による気候変動の影響を受け、大規模な自然災害が増えつつあります。また、農業生産者の高齢化や担い手の減少により生産基盤の脆弱化が見られ、将来に渡つての食料の供給体制が大変心配されています。政府の推進する「みどりの食料システム戦略」については、二〇二二年の五月に決定される見込みですが、カーボンニュートラルが叫ばれる中でどのようにして実現できるのかを考えていかなければなりません。

さて、当地区の農業を振り返って見ますと、春先は雪が多かったにもかかわらず、雪解けは予想以上に順調で、播種や定植も順調に行われました。六月以降の気温は高めで、日照も平年を上回りましたが、六月下旬から七月は雨がほとんど降らず、干ばつとなりました。七月中旬から八月上旬にかけては本当に暑い夏でした。しかしながら、この天候が水稲にとつては幸いし

たのか、登熟が進み、例年より一週間早い稲刈りを迎えました。結果、作況指数は一〇八の「良」となりましたが、色下や胴割れが例年より多く平均の製品比率は六五%と低下しました。ただ、蛋白質は低い傾向で、ゆめびりの基準品率は九五%に達し、低蛋白率は五六%と前年を大きく上回り、良食味米となったことが救われます。酒米、飼料米なども含めますと前年をおよそ一万俵下回りましたが、十一万俵を超えて集荷することができました。ただ、米余りの影響で概算金の支払額が下がったことにより、豊作を手放しで喜んでいられない状況です。

施設野菜のトマト、ミニトマトやキュウリは高温の影響を受け、出荷調整がつかず単価安となり、こちらも生産者にとつてはあまり喜べる年ではありませんでした。昨年より取扱量を伸ばしたのはキュウリのみで、総額六億七千六百万円の取扱高となり、前年を一億二千四百万円下回る結果になりました。タマネギなどの野菜におきましては、干ばつの影響を直に受け、収量は減となりました。このように、昨年は大きな災害はなかったものの、温暖化によると思われる気候変動の影響を大きく受けた年でありました。今年もどのよ

うな気候になるのかわかりませんが、今から心配するところですが、また、昨年の事業説明会でお話した通り、今年の二月から資材部門の統合を行い、運用の効率化と経費削減、そして出向営業を目指して進めて参りますので、引き続き多くの皆様のご利用をお願いいたします。

結びになりますが、コロナ禍は今しばらく続くと思われ、そして、生活様式の変化による食の需要も変わってきました。今後の健全経営に向けて、新しい取り組みが必要になると思わ

れます。皆様と共にこの局面を突破できるよう努力してまいります。そして、組合員の皆様におかれましては安心安全で消費者に好まれるものをより多く生産していくことをお願いし、さらなる生産技術の向上と所得向上を応援し、今後とも生産物の有利販売に努めてまいります。

本年も農協事業へのご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、組合員並びに地域の皆様にとつてすばらしい一年となりますよう心からご祈念申し上げます。

新年のご挨拶

新砂川農業協同組合 専務理事

林

誠



令和四年の新春を迎え謹んで新年のお慶びを申し上げます。組合員の皆様方におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。日

頃より農協事業に對し深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

顧みますと昨年も引き続き新型コロナウイルス感染症が全国各地で確認され、北海道では新型コロナウイルス感染症の拡大防止、さらに、いち早い収束に向けて「オール北海道」で取り組みため、独自の緊急事態宣言が発表されてのスタートと

なりました。医療従事者へのワクチン接種が始まり、その後一般の高齢者からワクチン供給が進められていきました。現在では北海道人口の七〇%以上の方が二回目のワクチンを接種しているようであり、また一年延期となった東京オリンピックが無観客での開催となりました。これまでに経験したことのないような困難な状況での大会だったと思います。

さて、令和三年の農作物では降雪も例年になく多いの多い年ではありましたが、融雪が進み春作業も順調に進みました。六月にかけては、平年より気温が高く日照時間も多くなり、七月も中旬から中旬にかけては、平年よりかなり少なくて経過し、生育はやや早く進んでいきました。八月に入ってから高温・多照となり、雨不足の結果、基幹作物の米については、作況指数一〇八の「良」となり、稔実が平年を上回る結果になり、酒米や飼料用米を含め十一万俵余りの出荷となりました。ゆめぴりかの低タンパク率は五六・六%、基準品については九五・五%と多い結果となりました。天候にも恵まれましたが、この結果は生産者の努力の賜物であり、ブランド米に向けて基本にしっかりと取り組んだ成果であったと思います。

大は緩慢となりました。しかしながら、小ぶりでも質の良いものが収穫されており、全国的な米の供給過剰や外食需要の減少など、本年も大変厳しい販売状況が予想されますが、大きく変化していく社会に柔軟性をもって対応する力を養うとともに、食料の安定供給という重要な役割を忘れず地域を維持し、次の世代に継承していく事を念頭におき、本年も役員が共通

令和四年の年頭にあたり

北海道農業協同組合中央会代表理事会長

小野寺 俊 幸



新年あけましておめでとうございます。

組合員並びに役員の方々に、コロナ禍にあつてもその苦境にも負けず、日々営農に更に邁進されておられること存じます。

また、地域農業の振興や地域社会の発展に向け、日頃より多大なご尽力をされていることに対しても、改めて敬意と感謝を申し上げます。

また、主要野菜のキュウリ、トマト、ミニトマト等では、例年より数量がやや少なく、単価安傾向により取扱高七億千七百万円となりました。玉葱は、定植後の高

の理念のもと各活動に継続的に取り組むとともに、その活動内容を組合員や地域の皆様に広く知っていただくような情報の発信にも力を入れてまいります。今後とも組合員皆様のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びになります。この一年皆様の益々の健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

また、九月に発生した雹や大雨により、一部の地域や作物によって、生育が大変、心配されたもののおおむね平年作を確保することができました。

しかしながら、一昨年から引き続き、新型コロナウイルスとの戦いが長期化し、今までの日常とは大きく変化した一年でありました。農業分野においても例外ではなく、各種イベントの自粛、外食の需要減少等の影響により、各作物の消費に大きな影響が出ています。

今後は作物ごとの実態を踏まえ、国産・道産農畜産物の需要喚起・消費拡大を図るとともに、外国人技能実習生が入国にも影響があり、農作業の人材確保にも大きな課題となっておりますので、北海道、全国連とも連携し、JAグループ北海道としてしっかりと

の対応を図ってまいります。昨年は第三十回のJA北海道大会を開催し、「北海道五五〇万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある地域社会』の達成」という将来ビジョンが決議されました。

SDGsへの貢献、信用・共済事業をはじめとしたJA経営を取り巻く事業環境への対応など、北海道農業、JAグループ北海道を取り巻く環境が急激に変化しており、このような環境に適応していくには、改めて、協同組合運動の原点である「対話」を通じて、実践方策を設定し、実践と改善をくり返すことで、

新年のご挨拶

砂川市農民協議会 委員長

岡田 圭 司



新年あけましておめでとうございませう。

盟友の皆様には、ご健勝で令和四年の新年をお迎えのことと存じます。また、日頃より農民協議会の活動に深いご理解とご協力を頂いておりますこと、心より御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、

変化の波をJA運営に取り込んでいくことが必要であり、組合員・役員が一丸となつてしっかりと取り組んでいくことが重要となります。

結びになりますが、本年は壬寅年です。十干の「壬」は陽気を下に宿すという意味を持っており、生命の誕生を宿す意味を表します。一方、十二支の「寅」にも壬と同様で、草花が伸びようとする状態を表しています。この謂われにあやかり、本年が豊穰の年となること、新型コロナウイルスの一日も早い終息と皆様のご健勝をご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

春先から穏やかな天候が続く、農作物の生育が順調に推移していたところでありましたが、七月から八月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候が続いたこともあり、品目間格差が多い年でありました。特に、玉ねぎは収量減少や品質低下で残念な年となりました。米については、作況指数こそ「良」の結果でありましたが、品種や天候により品質のバラツキが多く見受けられました。

そのような中、長引く新型コロナウイルス禍によるインパウ

新年のご挨拶

奈井江町農民協議会 委員長



今年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

今年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

今年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

今年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



高田裕幸



新砂川農協青年部 部長



今年あけましておめでとうございませぬ。輝かしい新春を迎え、組合員、盟友の皆様には謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

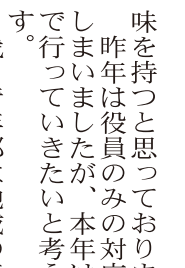
今年あけましておめでとうございませぬ。輝かしい新春を迎え、組合員、盟友の皆様には謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

今年あけましておめでとうございませぬ。輝かしい新春を迎え、組合員、盟友の皆様には謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

今年あけましておめでとうございませぬ。輝かしい新春を迎え、組合員、盟友の皆様には謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新年のご挨拶

中野希望



新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶とさせていただきます。



今年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

今年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

今年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

今年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



今年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

今年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

今年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

今年も皆様にとりまして健康とご多幸で活躍され、豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

新砂川農協女性部 部長



河合 順子

新年明けましておめでとうございます。

日頃より女性部活動に対しまして、JAをはじめ組合員皆様方の深いご理解とご支援を賜り心より感謝申し上げます。

昨年は雪解けも早く天候に恵まれ、春作業も順調に進みましたが、播種時期ころの低温の影響により、発芽不揃いや苗の生育不良もあり心配いたしました。しかし、五月中旬以降天候も回復し、七月に入ってから連日気温三十度を超える日が続き、北海道各地で観測史上最高気温を更新しました。また雨量不足による干ばつの影響などで大変苦労した年でもありました。令和二年以降、新型コロナウイルスの蔓延により社会情勢が急激に変化することとなりました。北海道においても三度にわたる緊急事態宣言が発令され、新北海道スタイルの徹底など、感染拡大防止に向けた対策が実施されました。令和三年二月にワクチン接種が開始され、十一月時点では道民の約七割が二回接種を完了し、新規感染者数も大きく減少してきていることから、私たち女性部も少し

ずつではあります。六月と十月の古紙回収地域貢献活動として昨年に続きマスケース作りやタオル一本運動を部員に声掛けし社会福祉協議会と介護施設に寄贈いたしました。さらに、もぎたて市をはじめ加工グループや手芸部など制限を受けながらも活発に活動を続けていく状況です。

今後は、農家戸数の減少、女性部員の約九割が六十才以上と高齢化が進み危機的状況にある中、フレキシビリティの部員加入促進に力を入れていかなければならないと思っております。農業を取り巻く情勢が厳しい中、一層JA関係機関、組合員や部員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に皆様健康で稔り多い秋を迎えられますことをご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



謹んで新春のご挨拶を申し上げます

地域農業の発展とJA協同活動に組合員各位のご協力をお願い申し上げます。新春のご挨拶と致します。

新砂川農業協同組合

- | | | |
|------|-----|--------|
| 代表理事 | 組合長 | 佐々木 孝一 |
| 専務理事 | | 林 端 |
| 常務理事 | | 川部 延孝 |
| 理事 | | 岡本 宏三 |
| | | 高橋 吉志 |
| | | 尾崎 正広 |
| | | 加藤 勉 |
| | | 樋口 学 |
| | | 後藤 作夫 |
| | | 小野 民幸 |
| | | 猪野 秀隆 |
| | | 村田 尚一 |
| | | 大澤 耕一 |
| | | 大田 尚一 |
| | | 山崎 尚一 |
| | | 他職員一同 |

共計青果物 精算報告会開催

令和3年11月29日、奈井江支所にて共計青果物トマト、ミニトマト、キュウリの全体会議が開催され精算報告が行われました。

令和3年度は7月から8月盆まで各作物とも前年を上回る出荷で推移していましたが、盆以降は反動、高温・少雨の影響から正品率の低下等により出荷量が大きく減少となりました。結果的には収穫量は平年以上となり、平均反収が過去最高となった品目もありました。

販売面については、コロナ禍での業務需要の低下、また全国的に豊作基調で推移したため単価面では苦戦を強いられた年でした。出荷量はますますでしたが販売金額については前年を下回る結果となりました。

精算会議では各部会長とも「高温対策の重要性を再認識した。今まで以上に対策を練っていきたい」と語りました。

共計青果物精算実績

(単位：千円)

	R3年	R2年	増減
トマト	202,189	242,414	▲40,225
ミニトマト	309,364	368,593	▲59,229
キュウリ	165,209	190,545	▲25,336



ミニトマト部会全体会議で挨拶をする関尾部会長



トマト生産組合(写真左)とキュウリ部会(写真右)の全体会議の様子

出荷終了挨拶で

札幌市場を訪問

共計4部会(トマト、ミニトマト、キュウリ、メロン)の各組合・部会長は令和3年10月29日、令和3年度の出荷終了挨拶並びに次年度へ向けての課題の協議を行うために、札幌みらい中央青果株式会社(以下、「みらい青果」という)を訪問し、JAからは佐々木組合長、林専務、笹島営農部長や各部会の担当者が参加しました。

みらい青果の高橋守代表取締役社長は「3年度は、好天に恵まれ施設園芸についてはどの作物も豊作基調により出荷量は増加したが、販売単価は苦戦する年だった。市場としては大変厳しい年となった」と出荷に対するお礼や作柄や販売単価についてのお礼や度々ありました。その後、次年度に向けての活発な意見交換が行われました。

カエル倶楽部

反省会開催

こだわりのお米を作る「米の匠」たちのグループ「カエル倶楽部」は令和3年11月12日、反省会を奈井江支所で開催しました。

生産者12名中9名、普及センター12名、JAの佐々木孝一組合長、林専務やJA職員らが出席しました。

反省会では最初に「ゆめぴりか」の食べ比べが行われ、12人の生産者による自慢の米を名前を伏せて試食しました。

1回目の投票で3名が得票数が同じだったので決選投票が行われ、奈井江町瑞穂地区の杉本雄馬氏が優勝。栗山裕輝代表から金一封が贈られました。

反省会では、「生育状況と技術対策等について」や「令和3年産米の入庫状況・販売状況等について」「新規メンバー加入の取り組み方法」などが話し合われました。

案外、6件承認された。さすが承るべきだ。承認された。



女性部が古紙回収を実施



22日の2日間、JA各施設で古新聞や古雑誌等の古紙、段ボールや空き缶などの回収作業を行いました。各施設に農家が持参した古紙などを女性部とJA営農課職員が分別し、地元の回収業者へ売却。売却代金は女性部の活動資金元となっています。事務局では「年々施設への持ち込み量が減少しているが、今後も春と秋の年2回実施していく予定なので皆さんの協力を願いたい」と少しでも多くの回収高を目指します。

廃びニール等回収



26日の2日間、青年部と協力して農業用廃びニール、廃プラスチック等の回収作業を奈井江町旧玄米ばら施設敷地内で行いました。年々、環境負荷の軽減や資源の有効活用が必要が高まっており、農業用廃プラスチック等にはリサイクルが求められています。JAでは、春と秋の年2回、回収作業を行っており、今回は約42t(前年約50t)を回収・分別して日本公防株式会社へ送り、リサイクルされています。

青年部保育園で米ドン打ちを実施



ドン打ちの大きな音に備える園児たち

青年部は令和3年10月27日、奈井江町認定こども園(はぐくみ)を訪れ、食育推進の一環としてお米のドン打ちを実施しました。園児たちは、初めて聞く大きなドン打ちの音にびっくりし、最初は怖がっていましたが、音になれるのも早く楽しんでいました。できたての米ドンを食べた園児たちは「おいしい。」と大喜びで、中野希望青年部長は「新型コロナウイルスにより様々な行事が中止となる中、今回のように子供たちに楽しんでもらえる行事を開催できたことは良かったです。」と話しました。

新型下ローン実演会を開催



T10型の説明を真剣に聞く参加者

令和3年11月11日、砂川市北吉野にあるJA試験ほ場で新型農業用下ローン「DJI AGRAS T30」のデモフライトと模擬散布が行われ、約20名の農業者が来場しました。(株)スカイワークスの越湖氏により従来機との違いとして、新型はプロポにタンク残量が表示されるようになったことやバッテリーが切れるポイントがわかるようになったこと等作業効率に繋がる特徴が挙げられました。また、同メーカーの「T10」型の説明も行われ、大型機にはないメリットに来場者の方々は真剣に耳を傾けていました。

令和3年産米入庫実績報告

- ・ 令和3年産米の集荷は、9月6日より始まり10月18日をもって完了しました。
- ・ 入庫実績は112,455.5俵(前年対比9,510俵減92.2%)となりました。
全品種の低タンパク米率は46.9%(前年21.4%)、ゆめぴりかの基準品率は95.6%(前年79.8%)です。

(令和3年11月10日付)

	きら5397		ななつぼし					ゆめぴりか							
	一般	蛋白比率	一般	高度CL	特裁	2等	合計	蛋白比率	一般	除減	高度	特裁	2等	合計	蛋白比率
一般米	低蛋白		20,427.0	585.5	2,958.0		23,970.5	68.9%					2.0	2.0	0.0%
	一般	22,114.5	98.9%	10,003.5			10,003.5	28.7%							
	区分8		450.0				450.0	1.3%							
	区分9	254.0	1.1%	385.0			385.0	1.1%							
	第1区分SS					13.0	13.0	0.0%			1,650.0	4,257.0		5,907.0	13.1%
	第1区分S								10,683.0	1,012.0	676.5	6,522.5		18,894.0	41.8%
	第1区分								11,232.0	1,499.0	407.0	5,331.5		18,469.5	40.8%
	第2区分								1,761.0					1,761.0	3.9%
	第3区分								219.5					219.5	0.5%
	2等以下														
合計	22,368.5		31,265.5	585.5	2,958.0	13.0	34,822.0		23,895.5	2,511.0	2,733.5	16,111.0	2.0	45,253.0	
超過米	140.0		53.5		16.5		70.0								
合計	22,508.5		31,319.0	585.5	2,974.5	13.0	34,892.0		23,895.5	2,511.0	2,733.5	16,111.0	2.0	45,253.0	
令和2年産実績	32,506.0		33,379.5	1,205.0	4,791.5		39,379.0		25,089.0	1,263.5	2,229.0	15,418.5		44,000.0	

	きたぐりん			えみまる	ふっりんこ			その他	うるち米	酒造好適米		飼料用米		合計
	2等	3等	合計	一般	基準品	2等	合計	一般	合計	きたしづく	慧星	飼料用玄米	SGS	
一般米	低蛋白	279.5	29.0	308.5	1,020.0	53.0	283.5	336.5	24,990.5					24,990.5
	一般								32,118.0	121.0	449.5			32,688.5
	区分8								450.0					450.0
	区分9								639.0					639.0
	第1区分SS								5,907.0					5,907.0
	第1区分S								18,947.0					18,947.0
	第1区分								18,469.5					18,469.5
	第2区分								1,761.0					1,761.0
	第3区分								219.5					219.5
	2等以下								607.0				4,916.0	2,522.0
合計	279.5	29.0	308.5	1,020.0	53.0	283.5	336.5	0.0	104,108.5	121.0	449.5	4,916.0	2,522.0	112,117.0
超過米	128.5		128.5						338.5					338.5
合計	408.0	29.0	437.0	1,020.0	53.0	283.5	336.5	0.0	104,447.0	121.0	449.5	4,916.0	2,522.0	112,455.5
令和2年産実績			1,126.5	950.0			309.0		118,330.5	114.0	398.0	1,261.5	1,862.0	121,966.0

※) 飼料用米、SGSは玄米(製品)数量で計算しています。

受入内訳 (単位: 俵、%)

受入箇所	受入数量	比率
ライスターミナル	110,543.0	98.3%
奈井江検査場	1,912.5	1.7%
合計	112,455.5	100.0%

事業説明会を実施

JAでは令和3年10月28日砂川地区、11月1日奈井江地区の組合員を対象に事業説明会を開催しました。

組合長は「下期は既に始まっている。上期決算についてほぼ計画通りだが、更なる引き締めが必要。組合員の皆様も今年の出来秋については、それぞれ思うところはあると思うが、来年作に向けて準備してほしい。」と挨拶しました。

その後、畠山参事より上半期の事業概況、笹島営農部長より主農産物の概況について報告が行われました。

質疑では、次年度作のゆめぴりかの種子配分や資材部門の統合等について質問・意見が述べられました。

今回皆様からいただいた貴重なご意見は、今後のJA運営に活用させていただきま



10月28日 砂川本所多目的ホール
参加人数 11名



11月1日 奈井江支所大会議室
参加人数 20名

第30回 JA北海道大会開催

北海道JAグループによる第30回北海道大会が令和3年11月16日、札幌共済ホールで開催されました。

第30回大会は、政府の「改革プラン」の策定以降、取り組んできた不断の自己改革を更なる高みに到達させるべく、今後3年間の展望やJA経営を取り巻く事業環境をふまえ、JAグループ北海道が一丸となって実践するべき事項に焦点を絞って提案し、大会決議を通じて関係者の意識・目線を統一する大会です。

本来、全道から組合員やJA・連合会役職員等2,000名以上が参加しますが、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として会場への入場人数が制限されていたため、当JAからは佐々木孝一組合長が代表として参加し、その他の役員等はWEBでの参加となりました。

大会メインテーマについては、「北海道550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある地域社会』」で、その実現に向けて「JA運営の好循環（スパイラルアップ）」が掲げられました。議案として「『好循環』に向けて対話の成果の実践」と「『好循環』を支える人づくり・JA運営の強化」の2つが提案され決議されました。

組合員とJA・連合会が対話を通じて加速する社会・経済環境の変化を共有しながら「実践方策」を設定し、その実践・改善に取り組み、さらに、「人づくり、JA経営の強化」に取り組むことで「JA運営の好循環」を実現させ、将来ビジョン「北海道550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある地域社会』」を達成できるようJAグループ全体として取り組んでいきます。



金がないから頭を使う

奈井江町茶志内で「高糖度トマト栽培」など約2.4ヘクタールを作付けする岡本哲夫さんは、農作業に必要な機械装置などを自作し、農作業に活用しています。

これまでいろいろなものを作ってきましたが、自信作はビニールハウスにひさしを付けたことだそうです。

ハウス栽培では、雨が降ってくるとハウスの横のビニールを下ろす、いわゆる「ハウスを閉める」作業が必要になります。ハウス内の作物の葉に雨が当たるのは好ましくないなので、不可欠な作業となります。雨が止むとまた開ける作業が必要になり、作業には時間を取られます。センサーで制御して開閉する装置もありますが、高価です。

岡本さんは「作物に雨が当たらないようにするためには、横から雨が入るのを防げばよいのでは」と考え、ハウスのいわゆる肩の部分に約10センチせり出す「ひさし」を自作しました。70メートルあるハウスの両側に取付け、このひさしのおかげで雨が降っても開閉の必要はなくなりました。

その後、ハウスメーカーもひさし付きのものを販売しましたが、部品だけの販売はしていません。

トマトの水耕栽培に必要な「かん水用ポンプ式」も自分で部品を調達して組み立てました。

メーカー製のものを参考に制作し、家庭用水道メーターを組み込み、流量を制御できるようにしました。

通常はポンプの作動時間で管理しますが、岡本式は流量を測定して管理する仕組みです。この装置は隣の農家にも提供しています。

岡本さんは、「お金をかければ便利な装置を設置できるが、金をかけないで不便を解消する」をモットーに経営に取り組み、作業の省力化を図ってきました。

装置を作るのに必要な技術は「我流」。若いころにひと冬だけ農機具整備のアルバイトに行ったことがあるそうですが、それ以外はすべて独学です。

メーカーのサービスマンなどが機械を整備しているときは必ず立ち会って見て覚えるそうです。

機械的なものは動きを見ていれば大体わかるが、電気は基盤についている線をたどって勉強した。最近はインターネットで調べることができ、昔より便利になったと語ります。

いろいろな部品の在庫を「ガラクタの山」と岡本さんは笑います。

取材に訪れた日もビニールハウスの天井部分を2重にして、保温効果を高める送風機の制作中でした。送風機はもともと穀物の乾燥機についていたもので、かなりの年代物。

岡本さんは間もなく農業を引退しますが、機械について話している目は輝いていて、機械づくりの楽しさがうかがい知れました。

「これからもいろいろなものを作りたい」とやる気満々です。



11月8日作成したひさしの構造を説明する岡本哲夫さん

農政事務所からインターンシップ受け入れ

奈井江町高島地区の有限会社あきよしファーム（代表吉井弘三氏）では、令和3年10月18日から22日まで農政事務所の企画調整室佐賀井汐音さんを農業研修者として受け入れました。

農政事務所では入所2年目の職員が道内の農業者宅で研修を行い、農作業を通して農業現場の実態についての理解を深め、農政に携わる者としての意識を向上することを目的に数年前から本研修を実施しています。農政事務所がインターンシップ受け入れ先を模索中に同社を発見し、代表の吉井さんへ連絡。吉井さんは快諾し今回の研修となりました。

佐賀井さんは札幌生まれで地元の大学で就職活動中に「北海道で役に立つ仕事がしたい」と思い、基幹産業である農業に携わる仕事を希望して同事務所に就職。普段は広報担当でホームページの更新や農林水産省公式YouTubeチャンネル「BUZZMAFFの『なまらでっかい道』」で農業に馴染みのない人に農業の良さをPRしています。

研修中は約1.5haの畑でブロッコリー、キャベツ、大根等の露地野菜の収穫作業を体験しました。この週は気温が一気に下がり11月中旬並みまで低下。寒い中作業をした佐賀井さんは「規格等慣れるまで採るのが大変だった。普段はデスクワーク中心で、中腰で作業するのが辛い」と作業の大変さを語り、「収穫したてのブロッコリーを食べさせてもらい、採れたては普段お店で購入する物とは違い新鮮で美味しかった。」と採れたて野菜の味の美味しさに感動。「コロナの影響で外食産業が低迷し農産物が余り農家は苦勞している状況。現場の経験を活かし広報活動で消費者へ農業に対する意識向上をしたい」と今後の抱負を語りました。

同社は2010年から学生や企業のインターンシップを受け入れており農政事務所からは初めて。吉井さんは「研修性はコロナ前なら年間10人程度、過去には沖縄から来た人もいた。農業に憧れている人は全国にたくさんいるので、農業体験をとおして農業の素晴らしさや厳しさを伝えたい」と語りました。



10月22日 ブロッコリーの収穫作業を行う佐賀井さん



JA職員が道展入選

北海道美術協会主催「第95回 道展」に日本画を出品した本所共済課羽子田千夏さんが「会友」に選ばれました。道展は日本画、油彩、水彩等6部門で約500点が出品され、日本画で今回新たに「会友」に選ばれたのは3名のみ。

入選した作品題名は「畔樹」。4～5年前にハート型の湖で有名なえりも町の豊似湖を訪れた際に「水面に映る倒木がきれい」と思い撮影した写真を日本画で描きました。

羽子田さんは「今後も仕事の合間を縫って描きながら出品を続けたい」と抱負を語りました。



電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

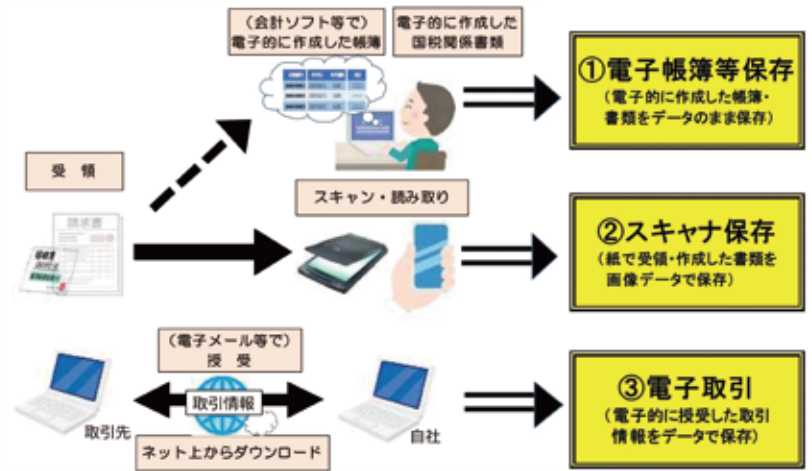
導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？



A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～ 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	-
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① <u>取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること</u> 》》 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	-
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	-
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	-
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		-	-※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

電子帳簿の手続に関する Q&A



Q：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

A：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。



Q：これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？

A：過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

なお、令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

～ スキャナ保存 (区分②) に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等(注1)において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。

(注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。

- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保(前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件)が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

3 適正事務処理要件(注2)が廃止されました。

(注2) 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

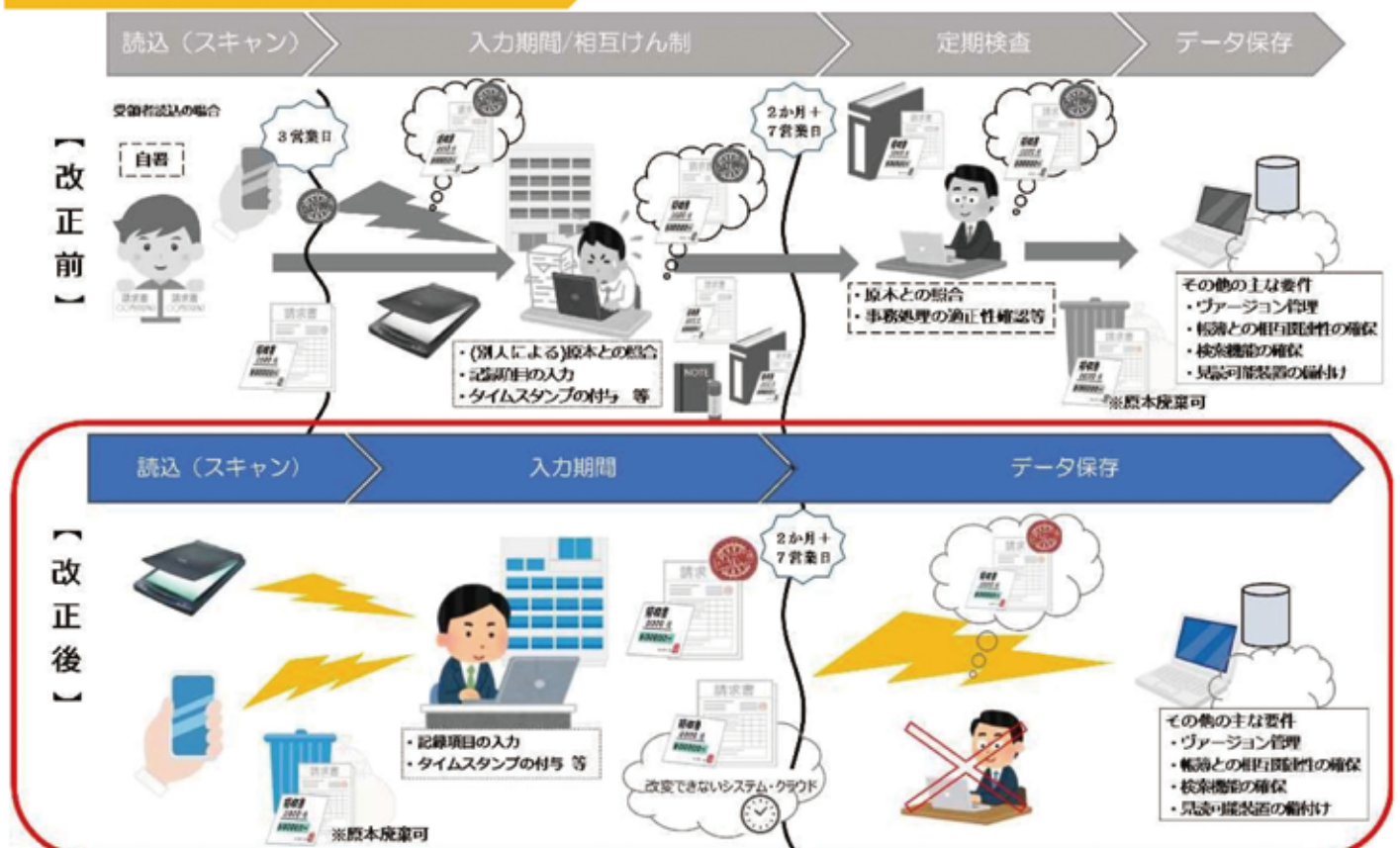
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

スキャナ保存要件の概要図(イメージ)



スキャナ保存の手続に関するQ&A



Q：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？
また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

A：施行日（令和4年1月1日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となりますが、重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

～ 電子取引(区分③)に関する改正事項 ～

1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存(区分②)に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間(注)の売上高が1,000万円以下である方(小規模な事業者)について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

(注)「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

(1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

電子取引の保存要件

※ 下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。

真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

可視性の要件

保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※を確保すること

※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）
保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています（改正分は随時掲載していきます。）。詳しくは、**国税庁 電子帳簿保存法** で **検索**



わたしのよい食は、みんなのよい食に、つながっている。

みんなのよい食 プロジェクト

自分と家族のために。農業と地域のために。
わたしたち一人ひとりにできる「よい食」があります。
それは、持続可能な社会や環境に
とっての「よい食」にもなります。
あなたも「よい食」
してみませんか？

わたしと 家族に 「よい食」

朝からしっかり食べて
一日を元気にスタート

よく噛んで食べて
体や脳の働きを活発に

栄養バランスを考えて
毎日健康な食生活を

楽しく手づくりで
食材への愛も深まる

「旬」のものを食べると
美味しくて栄養たっぷり

料理を工夫して
食材をムダなく使う

農業と 地域に 「よい食」

ファーマーズマーケット
を利用して地産地消

国産の農畜産物を食べて
日本の農業を応援

農業体験などに参加して
農業の大切さを学ぶ

農業まつりなどに参加して
地域の食や文化を学ぶ

持続可能な 社会・環境に 「よい食」

食料自給率アップ
に貢献

海外からの輸送による
CO2排出を削減

食品ロスを削減

地域の活性化を実現

農業・農村の持つ
多面的機能を守る

飢餓ゼロの世界に
向けて貢献

「よい食」はSDGsの実現にも貢献

みんなのよい食
プロジェクトを
応援しているよ。
よろしくね！



笑味ちゃん
7歳・小学2年生
口ぐせは「バク！」

©2023 JAグループ

／さあ今日から、わたしのよい食、はじめよう！／



「みんなのよい食プロジェクト」のサイトはこちらからご覧ください。

新ぞう、大地と地域のみらい。



年末年始 営業時間のご案内

		12月30日(木)	12月31日(金)	1月1日(土)	1月2日(日)
管 理・営 農		通常営業 8:30～17:00	休 業	休 業	休 業
資 材・農 機		通常営業 8:30～16:00	休 業	休 業	休 業
金融・共済 (窓 口)	本 所	通常営業 9:00～16:30	休 業	休 業	休 業
	奈井江支所				
現金自動預払機 (A T M)	本 所	通常営業 8:45～18:30	9:00～17:00	休 業	休 業
	奈井江支所	通常営業 8:45～16:30	休 業		
ホクレン給油所	砂川給油所	通常営業 7:00～19:00	7:00～17:00 (給油のみ)	休 業	休 業
	奈井江給油所	通常営業 7:00～20:00			
Aコープ新砂川店 (ホクレン商事)		1階 9:00～20:00 2階 9:00～19:00	1階 9:00～19:00 2階 9:00～17:00	休 業	休 業
Aコープ奈井江店 (ホクレン商事)		9:00～19:00	9:00～18:00	休 業	休 業

		1月3日(月)	1月4日(火)	1月5日(水)	1月6日(木)
管 理・営 農		休 業	休 業	休 業	通常営業 8:30～17:00
資 材・農 機		休 業	休 業	休 業	通常営業 8:30～16:00
金融・共済 (窓 口)	本 所	休 業	通常営業 9:00～16:30	通常営業 9:00～16:30	通常営業 9:00～16:30
	奈井江支所				
現金自動預払機 (A T M)	本 所	休 業	通常営業 8:45～18:30	通常営業 8:45～18:30	通常営業 8:45～18:30
	奈井江支所		通常営業 8:45～16:30	通常営業 8:45～16:30	通常営業 8:45～16:30
ホクレン給油所	砂川給油所	休 業	8:00～17:00 (給油のみ)	8:00～17:00 (給油のみ)	通常営業 7:00～19:00
	奈井江給油所				通常営業 7:00～20:00
Aコープ新砂川店 (ホクレン商事)		1階・2階 9:30～19:00	1階 9:30～20:00 2階 9:30～19:00	1階 9:30～20:00 2階 9:30～19:00	1階 9:30～20:00 2階 9:30～19:00
Aコープ奈井江店 (ホクレン商事)		9:30～19:00	9:30～19:00	9:30～19:00	9:30～19:00

※Acoopないえ店内のATMにつきましては、1月1日・2日は停止いたします。その他は店舗営業時間帯は使用出来ます。
 ※年末・年始の上記休業期間中に、ご契約のお車の事故やトラブルに遭われた方は下記にてご連絡願います。

フリーダイヤル 0120-258-931



理事会審議報告

第11回理事会 (11月25日開催)

の顛末をお知らせします。

◎報告事項

- 一、組合長会議報告
- 二、農業委員会報告
 - ①砂川市農業委員会
 - ②奈井江町農業委員会
- 三、各委員会報告
 - ①農家経営改善委員会
 - ②玉葱販売委員会
- 四、十月末財務報告及び期末見込みについて
- 五、内部監査報告について
- 六、理事に対する包括承認貸付の報告について
- 七、主要農産物の概要について
- 八、余裕金運用状況、コンプライアンス委員会、並びにマネー・ローンダリング・反社会的勢力等との取引排除にかか

- る対応状況の報告について
- 九、組合員の異動について
- 十、行事予定について
- 十一、その他

◎付議事項

- 議案第一号 年末手当の支給について
- 議案第二号 事業説明会での主な質疑内容について
- 議案第三号 山林間伐事業の実施について
- 議案第四号 令和三年産共計玉葱概算金の追加支払いについて
- 議案第五号 令和三年産共計そば概算金の支払いについて
- 議案第六号 令和三年度畑作物直接支払交付金数量払に係る仮払い実施要領について
- 議案第七号 出資の減口について
- 議案第八号 信用評定について

組合員の動き

- ◎今回加入 正組合員 〇名
准組合員 一名
- ◎今回脱退 正組合員 三名
准組合員 十七名
- ◎合計 正組合員 五七五名
准組合員 二、七六二名



避難訓練を実施

令和3年11月22日、AコープAiAiにて火災発生を想定した避難訓練が行われました。空気が乾燥し火災発生率が上昇する季節を迎える前に従業員各々の防火意識を高め、火災発生時における担当業務の再確認を行いました。佐々木組合長は「火災発生時は人命を第一に考え、お客様の避難誘導等をして欲しい」と万一の場合の心構えを説きました。

令和4年 営農計画書の提出について

	砂川本所	奈井江支所
日 程	1月19日(水) 午前：富平・空知太・市街 午後：北光・花月	1月17日(月) 午前：瑞穂・白山 午後：大和・巖島
	1月20日(木) 午前：焼山・一の沢 午後：吉野・鶉・宮城の沢	1月18日(火) 午前：茶志内 午後：高島・宮村・市街
	1月21日(金) 午前：東豊沼 午後：西豊沼	
受付時間	本所、奈井江支所とも 午前9時～11時45分、午後1時～4時30分。	
受付場所	■本所 営農資材センター会議室	■奈井江支所 2階会議室
必要なもの	受付には「クミカン取引をする印鑑」をご持参下さい。	
備 考	・本所では、営農計画書提出と合わせて免税軽油の申請受付も行います。	
	ご来協の際は、マスク着用をお願いします。	